



専門士 高度専門士

大学編入学 大学院入学資格付与

Q. 専門士はどのようにして取得できるのですか？

専門士は検定制度と違いますので、試験を受けて取得できるというものではありません。次の基準を満たす専門学校の学科を卒業することによって取得できます。

- ①修業年限が2年以上。
 - ②卒業に必要な総授業時数が1,700時間（62単位）以上。
 - ③試験等により成績評価を行い、それに基づいて卒業認定を行っていること。
- なお、学校や学科が新たに3つの基準を満たすことになった場合には、文部科学省は毎年度、新しく認められた専門学校の学科を告示することになっています。

Q. 高度専門士の制度が創設された趣旨について教えてください。

近年、社会・産業界からのニーズを背景に、医療、福祉、工業の分野などを中心に専門学校の教育内容の高度化と修業年限の長期化が進み、4年制以上の課程が増加しています。

今後もこの傾向は一層進むものと見込まれており、こうした高度な職業教育を行う専門学校の修了者に対する新たな評価の仕組みについて、平成17年3月に取りまとめられた協力者会議の報告「今後の専修学校教育の充実・振興について」において、「修業年限が4年等の一定の要件を満たす専門学校の課程を修了した者に対して、専門士とは異なる新たな称号を付与できることとすることが適当である」旨の提言が行われました。

制度改正により、高度な職業教育を行う専門学校の修了者について、その知識・技術が産業界から高く評価され、その社会的な地位の向上に資することが期待されています。

Q. 2年制の専門課程を修了し、さらに関連学科の研究科2年制に進級した場合、高度専門士の称号は付与されるのでしょうか？

高度専門士の称号の要件に、修業年限が4年以上、体系的に教育課程が編成されていること等があります。従って、質問の専門課程2年＋研究科2年修了は「体系的に教育課程が編成されている」とはいえません。高度専門士は4年制一貫教育が基準となっており、このことは大学院入学資格付与についても同様です。

Q. 告示日以前に、一定の要件をクリアした4年制専門学校の修了者に、高度専門士の称号を付与することができるのでしょうか？

高度専門士を付与することが認められるのは、第三条に掲げる要件を満たす課程として告示された日以降の修了者であるとされています。従って、告示された日以前に修了した者については、高度専門士の称号は付与されません。これは専門士についても同様です。

Q. どの専門学校から大学へ編入学できるのですか？

「専門士」に準じた次の基準を満たす専門学校の学科を卒業することによって編入学資格を取得できます。

- ①修業年限が2年以上。
 - ②卒業に必要な総授業時数が1,700時間（62単位）以上。
- なお、編入学は大学入学資格のあることが前提です。
- また、大学は専門学校で在籍した分野・学科や履修内容等を考慮して、編入学させるか否かを判断しますので、専門学校で学んだ分野と大学の専攻内容に全く関連性がない場合には、応募することはできても、大学での学習の継続が困難等を理由に、大学によっては編入学が認められないこともあります。

Q. 大学院入学資格の付与が認められる課程と高度専門士の課程との関係はどうなっているのですか？

平成17年1月の中央教育審議会答申を踏まえ、4年制等の一定の要件を満たす専門課程の修了者に対し、大学院入学資格を付与する制度が創設されました。（施行日は、高度専門士の制度と同じ平成17年9月9日）

大学院入学資格の付与が認められる課程の要件については、学校教育法施行規則第155条第1項第5号及びこれに基づく文部科学省告示で規定されていますが、高度専門士の課程の要件と一致するものとなっています。

これは、両制度の趣旨が、近年の専門学校における教育内容の高度化・修業年限の長期化という傾向を踏まえ、その修了者の学習の成果を適切に評価しようという点で共通しているからです。高度専門士の課程と大学院入学資格の課程は要件が一致しているため、実際に告示において指定される課程も一致しています。

Q. 大学院入学資格付与について、告示により「文部科学大臣が定める日以後に修了した者」とありますが、告示日以前に4年制専門課程を卒業した者には大学院入学資格が付与されないのでしょうか？

告示日以前に修了した者が大学院への進学を希望する場合には、従来どおり「個別の入学資格審査」を受けることになります。これに関して文部科学省は、一定の要件を満たした4年制専門学校の修了者への大学院入学資格付与が制度化されたことを踏まえ、告示日以前に修了した者の学習の成果が適切に評価されるよう、各大学院に対して、「十分な配慮」を行うよう求めていることとしています。

■ 専門士

2年制以上の専門学校における学習の成果を、文部科学大臣告示による称号「専門士」で評価します。

■ 大学編入学

より柔軟で多様な高等教育をめざし、専門学校修了者の大学への「編入学」を推進します。

■ 高度専門士

一定の基準を満たし、より高度な技術・技能を習得した4年制の専門学校修了者を、文部科学大臣告示による称号「高度専門士」で評価します。

■ 大学院入学資格付与

学習の機会はより広く、どこからでもアクセス可能で、学習者の立場に立った高等教育機関相互の接続を図るため、4年制の専門学校修了者に大学院入学資格を付与。

■ 職業実践専門課程

企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身に付けられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣告示により認定します。14年春から。

いま、専門学校から



全国専門学校協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25 私学会館別館
電話 03-3230-4814 ／ FAX03-3230-2688

「専門士」「高度専門士」「大学編入学」「大学院入学資格付与」とは…

専門士とは…

- 専門学校における学習の成果を文部科学大臣が適切に評価する制度です。
- 「専門士」は、専門学校における学習の成果を適切に評価する制度として創設されました。1995年（平成7年）の春から、文部科学大臣が認めた2年制以上の専門学校（学科）の修了者にこの称号が付与されています。

高度専門士とは…

- 高度化する専門学校の教育内容を文部科学大臣が認める称号が付与されています。
- 「高度専門士」は、専門学校における教育内容の高度化と修業年限の長期化を踏まえ、一定の基準を満たした4年制の専門学校修了者に付与される称号です。文部科学大臣が認めた4年制専門学校の学科を修了した者に、2006年（平成18年）の春から高度専門士の称号が付与されています。

大学編入学とは…

- 生涯学習社会を実現するための制度です。
- 1999年の春から、「専門士」の称号が付与された者は、短期大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者として、大学への編入学の資格が与えられています。これによって、高等教育機関相互の交流促進、生涯学習社会の新たな構築が図られています。

大学院入学資格付与とは…

- 学習の機会はより広く、誰でも、どこからでもアクセス可能な高等教育のシステムが実現されました。
- 高度専門士の称号が付与されるのと同時に、2006年（平成18年）の春から4年制専門学校修了者は、大学卒業者と同様に大学院入学資格が付与されています。これにより、4年制専門学校は制度上も4年制大学に比肩する高等教育機関となりました。

「職業実践専門課程」とは…

職業実践専門課程とは…

- 一定の要件を満たした専修学校専門課程を「職業実践専門課程」として文部科学大臣が認定・奨励することにより、専門課程における職業教育の水準の維持・向上を図ります。

「職業実践専門課程」は、専門学校のうち、企業等と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身に付けられる実践的な職業教育に取り組む学科を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定します。

2013年（平成25年）7月に文部科学省の協力者会議で新たな枠組みの趣旨を生かした先導的試行として検討が行われ、「職業実践専門課程」の創設を盛り込んだ報告をまとめ、同年8月30日「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（文部科学省告示第133号）」が公布・施行されました。

この規程により2014年（平成26年）3月31日の官報で同課程の認定が告示され、全国で472校・1,373学科が認定されました。

「職業実践専門課程」と認定されている専門学校の学科の特徴は、①企業等が参画する「教育課程編成委員会」を設置してカリキュラムを編成している。②企業等と連携して、演習・実習等の授業を実施している。③企業等と連携して、最新の実務や指導力を修得するための教員研修を実施している。④企業等が参画して学校評価を実施している。⑤学校のカリキュラムや教職員等についてHPで情報提供している。などが特徴となっており、大学教育との相違を鮮明にしています。

また、2019年（平成31年）3月には、平成30年度の「職業実践専門課程」の認定等が官報に告示され、認定が98校・139学科、名称変更が77校・145学科、取消しが36校・38学科で、過去5ヵ年度と合わせて994校・2,986学科が「職業実践専門課程」として認定されています。これは全国の学校数の35.4%、学科数で39.8%に当たります。

「専門士」の創設から「大学編入学」、「高度専門士」、「大学院入学資格付与」そして「職業実践専門課程」まで…。

専修学校が法制化されて44年を迎えました。この間、社会構造の変化や価値観の多様化、情報化社会の進展など、国民生活を取り巻く環境は大きく変化しました。

教育の世界もその例外ではありません。専修学校制度がスタートした当時は、いわゆる学歴があらゆる分野でもてはやされ、大学を中心とした教育が過度に重視された時代でもありました。つまり学歴を“物差し”にして、あらゆるものが評価され、社会に出てからの長い人生における学習の成果を適切に評価する考えや基準は、まだ社会に根付いていなかったといえます。

専門学校は、社会のニーズを先取りした柔軟かつ実用的なカリキュラムによって、より高度な専門的技術・技能の習得を目指す高等教育機関として、全国の学校数は約2,800校、学生数は約59万人、高校卒業者の約22%が進学するという高等教育機関に成長しました。いまや我が国の高等教育機関は、理論を学ぶことを重視する「大学」と社会に出てすぐに役立つ専門的な知識や技術の習得を中心とする「専

門学校」が二本の柱を形成しております。

平成7年1月から、①修業年限が2年以上。②総授業時数が1,700時間以上。③試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている—の要件を満たした専門学校の修了者に「専門士」の称号が付与されることになりました。「専門士」称号の付与に続いて、平成10年には短期大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者として、2年制専門学校の修了者を対象に「大学編入学」が実現し、専門学校は高等教育機関として不動の地位を確実にしたのです。

そして専修学校制度法制化30周年の節目に当たる平成17年、さらに専門学校にとって2つの画期的な振興策が実現しました。学校教育法施行規則の一部が改正され、①修業年限が4年以上であること。②課程の修了に必要な総授業時数が3,400時間以上であること。③体系的に教育課程が編成されていること。④試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること—以上の要件を

満たした課程で文部科学大臣が認めた専門学校の修了者に対しては、「高度専門士」の称号が付与され、大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者として、「大学院入学資格」が付与されました。これにより、4年制専門学校は、高等教育機関として確固たる地位を確立しました。

平成18年12月、「教育基本法」が60年ぶりに改正されました。この改正により、教育の目標に「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んじる態度を養うこと」が盛り込まれると同時に、「生涯学習の理念」が新設されました。

特に、学校教育と職業や人材育成との関連は、我が国において、時代の変遷の中で繰り返し議論されてきた重要な課題です。少子高齢化の進展により将来的に大幅な労働力人口の減少が予測される中、人々が人生において、各々の希望やライフステージに応じて様々な学びの場を選択し、職業に必要な知識・技術を身に付け、その成果が評価され、職業生活の中で力を存分に発揮できるようにすることが重要であり、

我が国は、学業生活と職業生活を交互にまたは同時に営むことができる生涯学習社会を、真に構築しなくてはなりません。

また、厚生労働省は平成26年5月、若者をはじめとした労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練について、教育訓練給付金を拡充することとなりました。この制度における厚生労働大臣が指定する支給の対象となる教育訓練として、一定の基準を満たす専門学校の「職業実践専門課程」も対象とされました。

平成30年度の認定状況(学科)を分野別にみると、以下の表となっている。

分野	工業	農業	医療	衛生	教育 社会福祉	商業 実務	服飾 家政	文化 教養	計
合計	650 (49.3%)	14 (9.9%)	561 (30.2%)	288 (30.4%)	264 (38.8%)	543 (38.3%)	114 (19.4%)	552 (27.0%)	2,986 (39.8%)

※ 各分野の()内の数字は当該分野に属する全学科に占める割合。ただし、合計欄の()内の数字は、修業年限2年以上の全学科数(7,511学科)に占める割合。(平成30年度学校基本統計による。)